

東松島市教育振興基本計画

計画期間 令和3年度～令和7年度

令和3年3月

東松島市教育委員会

(表紙 裏白)

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け、性格	1
3 計画期間	2
4 計画策定の背景	3
(1) 国の教育行政	3
(2) 宮城県の教育行政	4
(3) 本市の教育行政	4
(4) 本市のまちづくりにおける教育の役割	5
(5) 教育を取り巻く環境の変化	6
(6) 本市の幼稚園教育、学校教育の現状と課題	7
(7) 生涯学習活動（社会教育）の現状と課題	11
(8) 芸術・文化活動、文化財保全の現状と課題	12
(9) スポーツ活動の現状と課題	13
第2章 教育基本方針	14
1 基本理念	14
2 施策及び主要事業体系	15
3 教育政策と教育施策	19
教育政策1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上	19
教育施策1-1 学校等教育施設の整備	19
(1) 安全で快適に学べる教育環境の整備充実	19
(2) 安心して学べる学習環境の整備充実	20
教育政策1-2 ICT等の先進的な取組の活用	22
(1) ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進	22
(2) 子どもを育てる環境づくりの充実	23
教育施策1-3 教員の指導力向上と児童生徒への指導充実	23
(1) 教員研修の充実と持続可能な学校指導体制の整備	23
(2) 子どもたちの意欲を引き出す学習指導の推進	24
(3) 自然体験等を積極的に取り入れた教育の推進	24
(4) 教育活動を保障するための授業時数の確保	25
教育施策1-4 家庭学習の推進	25
(1) 家庭学習の充実と定着	25

(2) スマホ等の適切な使用	25
教育施策 1-5 いじめ・不登校を生まない魅力ある学校づくり	26
(1) 小・中連携教育の推進	26
(2) 子どもの心のケアハウスの運営	26
教育政策 2 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進	27
教育施策 2-1 コミュニティ・スクールの推進	27
(1) 家庭・地域の教育力の向上	27
(2) 学校との連携・協働の推進	29
教育施策 2-2 心あったかイートころ運動の推進	29
(1) 豊かな心を育む教育の推進	29
教育施策 2-3 市民主体による生涯学習の推進	30
(1) 市民の自主性を重視した学習活動の展開	30
(2) 読書を通じた学習や知識の涵養	31
教育施策 2-4 生涯学習施設の整備・充実	31
(1) 東松島市コミュニティセンターの整備・充実	31
(2) 図書館の整備・充実	31
教育施策 2-5 国際理解の推進	32
(1) 多言語対応の推進	32
(2) 学校における国際化の推進	32
教育政策 3 文化の継承と創造	33
教育施策 3-1 文化振興活動の充実	33
(1) 文化団体との連携による文化活動の展開	33
教育施策 3-2 文化財の保護と活用	34
(1) 文化財の適切な保護及び活用の促進	34
(2) 文化財への理解啓発と観光連携	34
教育施策 3-3 地域の文化・伝統の継承	35
(1) 地域の歴史や伝統文化の掘り起こしと継承活動の推進	35
(2) 地域の伝統文化を継承する取組への支援	35
教育政策 4 全世代にわたるスポーツの振興	36
教育施策 4-1 スポーツ施設の整備充実	36
(1) 迅速かつ適切な対応による施設管理	36
(2) 利用者ニーズに対応したスポーツ環境の充実	36
教育施策 4-2 スポーツ関係事業の充実	37
(1) スポーツ関係団体との連携によるスポーツ活動の展開	37

(2) 社会体育団体等への活動支援による各種イベント等の拡充	37
教育施策4-3 スポーツの機運醸成	37
(1) 大会の誘致及びスポーツ指導経験者による教室の実施	37
(2) スポーツ健康都市宣言を軸としたスポーツの機運醸成	38

参考資料

東松島市教育振興基本計画策定委員会	39
S D G s の目標	42

第 1 章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

◇計画策定の考え方

東松島市（以下、「本市」という。）は、令和 2 年度に東松島市第 2 次総合計画後期基本計画を策定し、令和 3 年度～令和 7 年度のまちづくりの将来像を「住み続けられ持続・発展する 東松島市」とし、地方創生のトップランナーを目指すこととしています。

このことを受けて、市教育委員会は、本市の新しい将来像を実現するため、次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまちを掲げ、子どもたちが伸びやかに育つコミュニティ・スクールをはじめ、魅力ある学校づくり、市民主体による生涯学習等の推進、教育、スポーツ関連施設等の整備・充実、伝統・文化財等の継承、保護、活用等が図られるまちを目指し、「東松島市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け、性格

《計画の位置付け》

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき市町村が策定する「市町村教育振興基本計画」にあたります。

本市においては、「東松島市第 2 次総合計画」に基づく個別計画のひとつであり、本計画は教育行政のマスタープランとして位置付けられます。

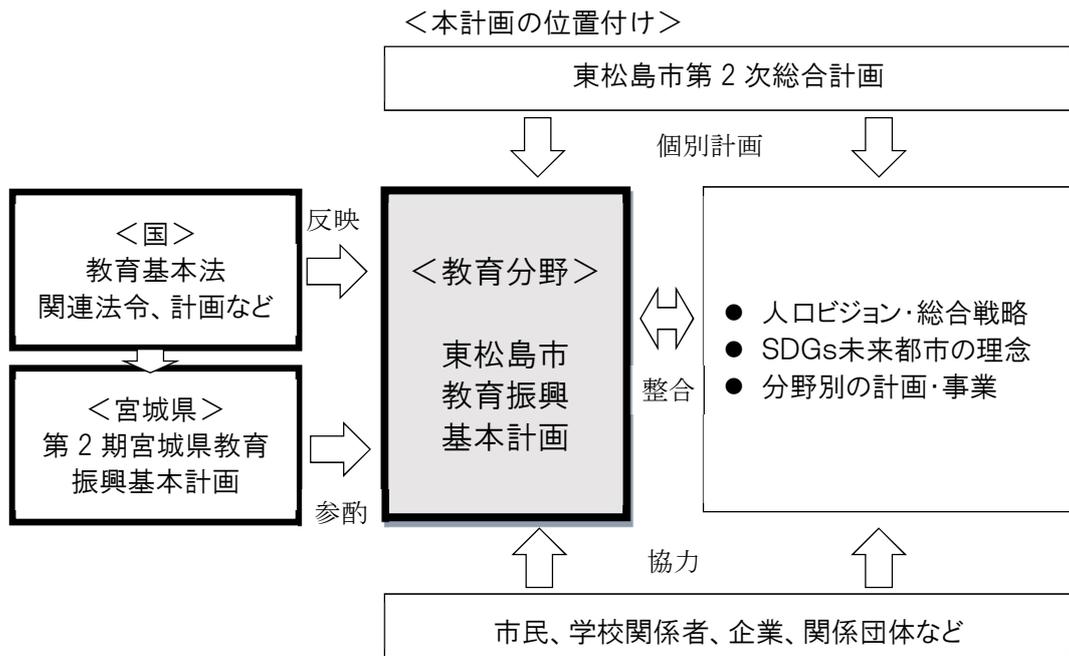
本計画の策定及び推進にあたっては、「東松島市人口ビジョン・第 2 期総合戦略」や「SDGs 未来都市の理念」をはじめ、本市の各分野の個別計画及び事業との連動を図ります。また、教育基本法をはじめ、関連法令、国の学習指導要領（注1）及び「第 3 期教育振興基本計画」、宮城県の「第 2 期宮城県教育振興基本計画」（平成 28 年度策定）などの内容を十分に踏まえるものです。

《計画の性格》

本計画は、市民（子ども、保護者を含む）、学校関係者のみならず、企業、関係団体などに対して本市の目指す教育目標や具体的な取り組みを明らかにすることにより、目標達成への理解と協力、教育活動への積極的な参画を期待するものです。

なお、令和 2 年度に本市が策定した「東松島市第 2 次総合計画後期基本計画」に基づき策定された「教育等の振興に関する施策の大綱」及び市教育委員会が策定する「東松島市教育基本方針」は本計画に統合しています。

¹ 平成 28 年度に中央教育審議会の答申を受け、幼稚園は平成 30（2018）年度から、小学校は令和 2（2020）年度から、中学は令和 3（2021）年度から全面実施予定（文部科学省ホームページ参照）



3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とする5年間（令和3（2021）～7（2025）年度）とします。計画最終年度にあたる令和7（2025）年度に次期計画を策定する予定です。

なお、計画期間中、計画の進捗、法制度の大幅な改正及び社会動向を踏まえて、必要な場合は見直すものとします。

＜本計画と関連する主な計画の期間＞

		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
東松島市	復興教育振興基本計画 （平成28～令和2年度）	▶										
	教育振興基本計画 （令和3～7年度）						▶					
	第2次総合計画 （平成28～令和7年度）	▶										
	人口ビジョン・総合戦略 （令和2～7年度）						▶					
国	第3期教育振興基本計画 （平成30～令和4年度）	▶	▶						▶			
宮城県	第2期宮城県教育振興基本計画 （平成29～令和8年度）		▶									

※点線は次期計画（予定）

4 計画策定の背景

(1) 国の教育行政

◇教育振興計画

国は、教育基本法の理念に基づき、平成20年から平成29年までの10年間を通じて目指すべき教育の姿を「第1期教育振興基本計画」の中で示し、平成25年に第1期基本計画の成果を踏まえ、平成29年度までの5年間の目指すべき教育の姿を「第2期教育振興基本計画」の中で示しました。

続いて、平成30年に、令和4年度までの5年間の「第3期教育振興基本計画」を策定しています。

<国の教育振興基本計画の方向性>

(第1期基本計画)

■今後10年間を通じてめざすべき教育の姿

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

(第2期基本計画)

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の基本的方向性

- 基本的方向1 社会を生き抜く力の養成
- 基本的方向2 未来への飛躍を実現する人材の養成
- 基本的方向3 学びのセーフティーネットの構築
- 基本的方向4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

(第3期基本計画)

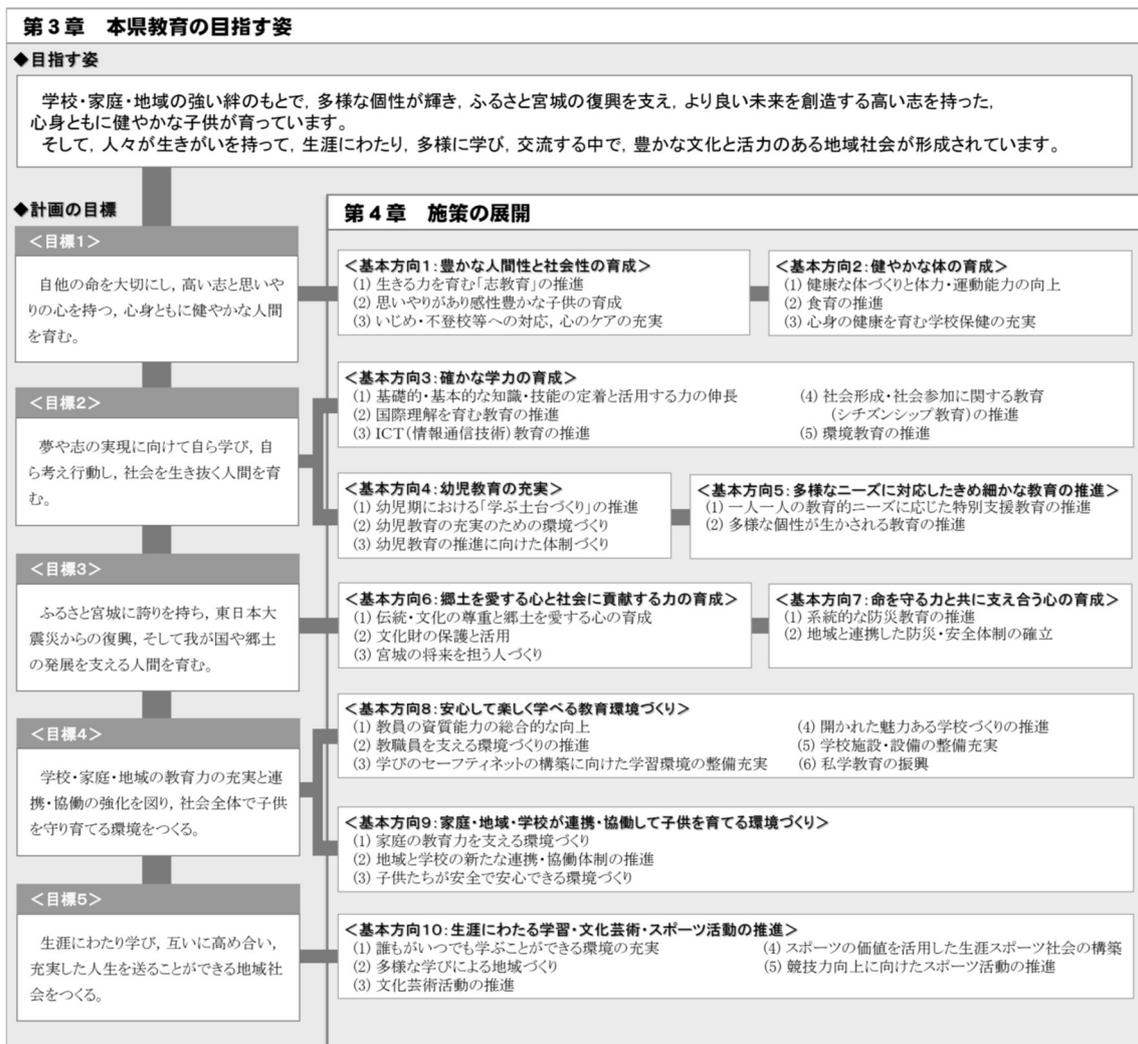
■生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点と教育政策を推進するための基盤に着目した取組

- ①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ②社会の持続的な発展を牽引けんいんするための多様な力を育成する
- ③生涯学び活躍できる環境を整える
- ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する
- ⑤教育政策推進のための基盤を整備する

(2) 宮城県の教育行政

宮城県では、平成 22 年 3 月に「宮城県教育振興基本計画」を策定しましたが、平成 23 年 3 月に発生した震災の影響により、復興後を見据えた次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になったことから、平成 27 年 7 月に「教育等の振興に関する施策の大綱」を策定し、平成 29 年度から 10 年間の教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「第 2 期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み、復興から未来の創造へ～」を策定しました。

< 第 2 期宮城県教育振興基本計画の「目指す姿」と「施策の展開」 >



出典：宮城県

(3) 本市の教育行政

本市の教育行政は、令和 2 年度に策定した「東松島市第 2 次総合計画後期基本計画」に基づいた「教育等の振興に関する施策の大綱」と、市教育委員会が策定する「東松島市教育基本方針」に集約されます。

なお、本計画は、「教育等の振興に関する施策の大綱」と「東松島市教育基本方針」の考え方を統合して策定します。

◇教育等の振興に関する施策の大綱

基本方針	次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち
基本目標	(1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上 (2) 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進 (3) 文化の継承と創造 (4) 全世代にわたるスポーツの振興

◇東松島市教育基本方針

教育基本方針	ふるさと東松島を愛し、新たな時代を志高く拓く、心豊かな人づくり
重点目標	1 次世代を担う人材を育成する環境 (1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学校教育の充実 (2) 地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくり 2 誰もがいきいきと学習し、活動できる環境 (1) 生涯を通じて自主的に学習できる環境づくり (2) 市民の芸術・文化活動の振興 (3) 貴重な文化財・歴史遺産の保存と継承 (4) 全ての世代が健康的に楽しめるスポーツの振興

(4) 本市のまちづくりにおける教育の役割

◇東松島市第2次総合計画

「東松島市第2次総合計画後期基本計画」は、5つのまちづくりの方向性に区分されています。

本計画は、総合計画の「まちづくりの方向性3」の個別計画であり、まちづくりの礎となる「人材育成」と「人の活動をつなげる」役割を担っています。

<本計画が関連する東松島市第2次総合計画後期基本計画の「まちづくりの方向性」>

「まちづくりの方向性3」次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち	
項目	(1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上
項目	(2) 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進
項目	(3) 文化の継承と創造
項目	(4) 全世代にわたるスポーツの振興

(5) 教育を取り巻く環境の変化

社会の変化や時代潮流とともに、本市の教育を取り巻く環境も変化していくことが予想されます。そのため、こうした変化を踏まえた上で、市民一人一人がまちづくりを担う人材となるよう、生涯にわたる教育と学習環境の充実を図る必要があります。

<時代潮流と想定される影響>

<p>ア 人口動態 人口減少 少子高齢化の進行 家族規模の縮小</p>	⇒	<p>(想定される教育環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次代を担う人材の確保 ○ 教職員の世代交代 ○ 子ども一人一人に対する教育、支援の重要性 ○ 家庭の教育力低下、地域の連帯感の希薄化 ○ 活動意欲や社会貢献意識の高い人材の増加 ○ シニア層による生涯学習活動の活性化 ○ 高齢者を中心とした健康増進ニーズの拡大 ○ 地域活動の停滞 など
<p>イ 生活の多様化 就労形態の多様化 価値観の多様化</p>	⇒	<p>(想定される教育環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低年齢児保育、子育て支援ニーズの増大 ○ 男性の育児参加や育児休業の普及 ○ 働き方改革（ワーク・ライフ・バランス） ○ 価値観や文化をお互い認め合う教育の推進 ○ ジェンダー平等の実現 ○ 新型コロナウイルス感染症に対応した新生活様式 など
<p>ウ 時代の変化 国際化の進展 高度情報化の進展 技術革新</p>	⇒	<p>(期待される能力の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多国語を操る語学力の重要性 ○ 既成概念にとらわれない発想力、行動力の育成 ○ 多様な情報を整理、活用、発信する力（高い情報リテラシー）の育成 ○ 高い人権意識の定着 ○ G I G Aスクール構想の実現 など
<p>エ 制度改革 国の教育改革 地方分権の推進</p>	⇒	<p>(想定される教育環境への影響の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい学習指導要領への対応 ○ 社会に開かれた教育課程の重視 ○ 学校運営協議会制度の効果的な活用 ○ 大学入試改革 ○ 幼児教育の無償化 など

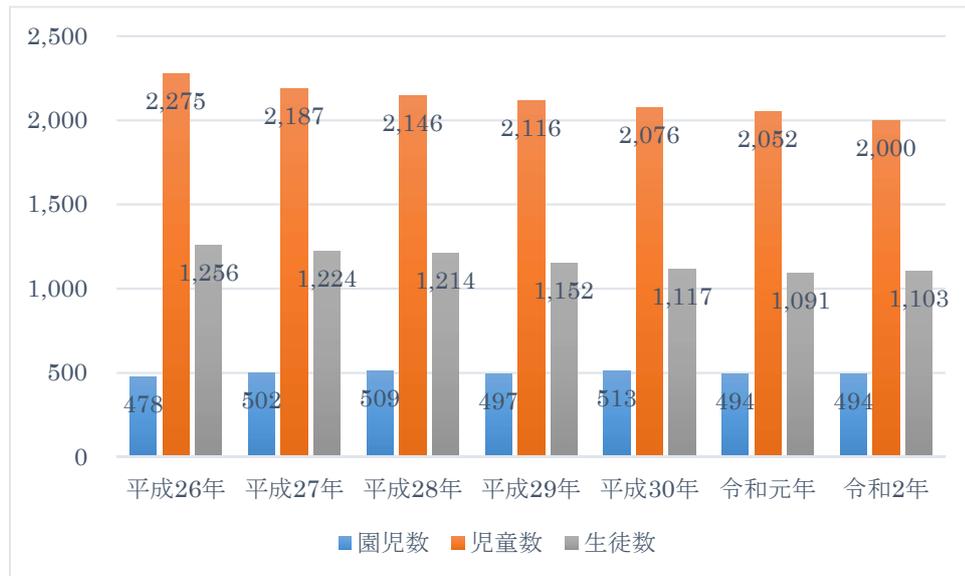
(6) 本市の幼稚園教育、学校教育の現状と今後の方向性

◇園児、児童生徒総数の推移

令和2年4月1日現在、就学前教育を行う幼稚園4園（公立1園、私立3園）、義務教育を行う公立小学校8校、公立中学校3校を設置しています。（うち公立幼稚園1園は、令和4年3月で閉園予定）

園児総数は500人前後でほぼ横ばいです。小学校の児童数は2,270人台から2,000人台に、中学校の生徒数は1,250人台から1,100人台に、それぞれやや減少しています。

<園児数、児童生徒数の推移>

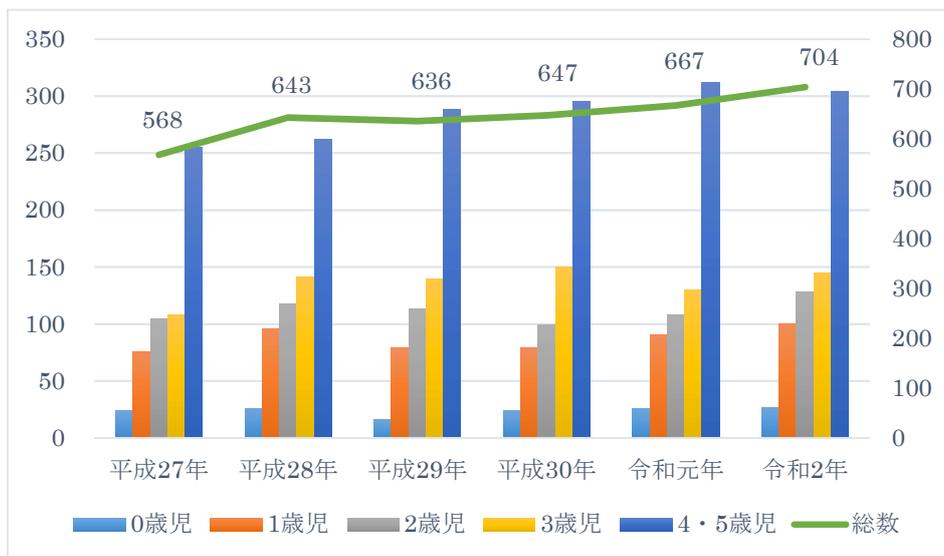


出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

◇参考：東松島市内保育所の利用状況

令和2年4月1日現在、市内に保育所が10か所（公立7か所、私立3か所）と、小規模保育事業所が2か所設置されています。

<保育所の入所児童数の推移>



出典：子育て支援課（各年4月1日現在）

◇幼稚園教育

令和2年4月1日現在、公立幼稚園は4歳児と5歳児の保育を行っており、私立幼稚園は4歳児、5歳児に加え、満3歳児の受け入れや時間外預かりも行っています。それぞれの園で特色のある独自性あふれる教育を実施しています。

震災後の平成23年以降、4園の園児総数はほぼ横ばいであり、定員に対する就園率は60%前後で推移しています。

子育てアンケート（平成26年調査）からは、3～5歳児保護者の約60%が幼稚園利用意向を示すなど、幼年期の教育に対する期待の高さがうかがえます。

なお、東松島市立矢本中央幼稚園は、令和4年3月31日をもって閉園します。

今後の 方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 保護者の高い期待に応える幼稚園教育に向けて、各園がそれぞれの特色を活かし、新しい幼稚園教育要領への迅速な対応を図りつつ、一人一人に適切な幼稚園教育と子育て支援の充実を図ることが必要です。○ 幼稚園が地域、保育所、小・中学校、保健・医療・福祉分野との連携体制をさらに強化し、子どもたちの個性や発達程度、家庭の状況に応じて教育を継続的に行う本市独自の環境づくりが必要です。○ 公立幼稚園の閉園により、市と私立幼稚園とのかかわりが必要となることから、幼・小連携による情報等の共有が一層必要です。
------------	--

◇小・中学校

<本市で進めている教育>

本市の学校教育は、学力保障と成長保障を大切にした「だれ一人取り残すことのない教育」を目指し、小中学校連携教育と魅力ある学校づくりを推進しています。中学校区ごとに「15歳の目指す姿」を共有し、「居場所づくり」と「絆づくり」を大切にしながら児童生徒の「出番・役割・承認」の機会を創出する「魅力ある学校づくり」を進めています。また、全ての小・中学校が学校運営協議会を取り入れた「地域とともに育つコミュニティ・スクール」となっており、開かれた教育課程を積極的に進めています。

全ての小・中学校で平成22年から続けている本市独自の「心あったかイートころ運動」あいさつ・清掃・ごみ拾い（心を育む3つの取組）に加え、令和2年から「デジタルメディア・コントロール」（生活を整える1つの実践）に取り組み、子どもたちの健全育成を目指しています。

<学力保障～確かな学力の育成>

全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生対象）や本市で独自に実施している標準学力到達度調査（CRT・全学年対象）の結果における経年変化を分析すると、国語科においては、「話すこと・聞くこと」や「読むこと」において伸びが見られます。一方、「書くこと」においては課題が見られ、特に、一定の条件のもと、自分の考えを理由や根拠を明確にして説明する点においては継続した指導が求められます。また、算数・数学科においては、基本的な技能の習熟が図られており、今後は単に知識・理解を詰め込むのではなく、なぜそうなるのかを考え、説明する機会を充実する等の授業改善が求められます。

読書時間については、小・中学校ともに1時間未満の児童生徒が多い傾向にあり、東

松島市図書館と連携しながら読書への興味・関心を高める取組を進めています。

<成長保障～不登校の抑制>

学級や学校を全ての児童生徒にとって落ち着ける場所にしていく「居場所づくり」と、日々の授業や行事等において全ての児童生徒が活躍し、互いが認めあえる場面を実現する「絆づくり」を大切にしながら「魅力ある学校づくり」を中学校区ごとに小・中学校が連携しながら進めています。不登校児童生徒の出現率は高止まりの傾向にありますが、改善が見られる学校もあります。

また、全国的な傾向として、発達障害の疑いのある児童生徒、SNS等によるトラブル、虐待及びその疑いなどが増加傾向にあり、本市においても学校だけでは解決することが困難な複合的な課題もあり、本市では「子どもの心のケアハウス」を設置し、学校巡回相談員や不登校相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、保健師、関係機関等との連携を強化し、「チーム学校」として児童生徒の心のケアと、家庭への適切な支援に取り組んでいます。

<環境整備>

全ての小・中学校にエアコンを設置するとともに、プロジェクターや電子黒板、1人1台タブレット端末の整備を行っています。また、令和3年4月には鳴瀬桜華小学校が新築移転し、今後も、赤井南小学校の校舎改築、赤井小学校体育館の新築、大曲小学校の校舎改築等の長寿命化計画に基づき環境整備を進めていきます。

<学校における働き方改革>

全国的に教員の長時間勤務の実態が深刻化していることを受けて、学校現場における働き方改革の推進が提唱されており、本市においても「東松島市立学校における働き方改革のための業務改善取組方針」を策定し、学校現場の負担軽減を図るため、各種相談員、支援員等の会計年度任用職員の配置や学校事務の共同実施、教育ICT環境の整備等を進めています。

今後も、保護者や地域住民等の理解を得ながら、学校業務の精選と改善を推進することで、教員の長時間勤務を解消するとともに、全ての教員が健康で生き生きとやりがいを持って子どもたち一人一人と向き合い、授業や授業準備等、教員が担うべき職務に専念できる職場環境の再構築を進めていきます。

<大規模感染症への対応>

新型コロナウイルス感染症をはじめとした大規模感染症への感染やまん延防止に向けた取組を継続的に実施していくとともに、学校が臨時休業となった場合における学習支援体制の構築と感染者やその関係者等への誹謗中傷をなくすための取組が求められています。

今後の方向性	<p><本市で進めている教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「だれ一人取り残すことのない教育」を目指し、小中学校連携教育と魅力ある学校づくりを継続していくために、地域とともに育つコミュニティ・スクールの機能を活用しながら取り組んでいくことが求められます。 <p><学力保障～確かな学力の育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生産人口年齢の減少、グローバル化の進展や人工知能（AI）等の絶え間ない技術革新等、変わり続ける社会で生き抜く力を養うため、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」の「生きる力」を子どもたちに育むことが求められます。 ○ 小学校における英語の教科化やプログラミング教育及びGIGAスクール構想の実現等、急速に変化する教育環境に適切に対応していくため、教員の指導力・授業力の向上を図るための取組が必要です。 <p><成長保障～不登校の抑制></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 複雑・多様化した課題に向き合うため、心のケアハウスの機能を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、保健師等の専門的知識を有する職員や関係機関との連携をさらに深め、「チーム学校」として対応していくことが求められます。 ○ 学校、家庭、地域による「横の連携」を強め、児童生徒の心のケアと適切な支援をさらに充実することが必要です。 <p><環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い教育を実践するため、ICT環境、教材、学校図書の充実、設備の改修を計画的に進めることが必要です。 <p><学校における働き方改革></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な教育を行う教職員の専門性の向上とともに、教職員の負担を軽減する取組が必要です。 ○ 学校給食費の完全公会計化等、学校業務の精選を行うとともに、統合型校務支援システムの導入やデジタル教材の効果的な活用等により、学校事務の効率化と適正化を進めていく必要があります。 <p><大規模感染症への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模感染症の発生により、学校の臨時休業が長期化した場合におけるリモート授業の実施等、家庭での学習が円滑かつ効果的に行えるための環境整備と取組の充実が必要です。
--------	---

(7) 生涯学習活動（社会教育）の現状と今後の方向性

本市の生涯学習活動拠点として、コミュニティセンター、市民センター、図書館、学習等供用施設等があり、市民一人一人が生涯学習を通じて知識や技能を習得し、仲間づくりや生きがいづくりを行い、心身ともに豊かな人生を自ら実現するため、元気なまちづくりを進めています。

こうした生涯学習の重要性を鑑み、本市では学習機会を通じた知識と技能の習得、リーダーの養成と活用を目指し、事業を実施するとともに、生涯学習への市民の意欲を喚起するため、生涯学習情報の提供、生涯学習カレンダーの全戸配布、子どもの読書活動の推進を図っています。

また、平成26年から、ふるさとの再生、震災体験を風化させない、震災体験を将来に活かす、震災の悲劇を繰り返さない、そして防災教育に役立てるために、震災関係資料の収集、整理、記録、保存、活用などの事業（ICT地域の絆保存プロジェクト）に取り組んでいます。

青少年の健全育成については、家庭教育「すこやか学級」の開催、ジュニアリーダーの養成など、地域や関係団体と協力して、子育て家庭の教育力の向上と青少年の健全育成を応援しています。

今後の方向性

- 生涯学習を地域の復興や活性化に活かすという視点を持ち、心身の健康増進、就労に役立つスキル、子育てや介護に役立つ知識など、市民や地域のシーズ（資源）とニーズ（要望）をマッチングさせる生涯学習の環境を充実することが必要です。
- 社会教育事業を通じて地域リーダーの養成と活用を図ることが必要です。
- 青少年の健全育成に関しては、家庭が様々な状況にあることを踏まえ、家庭でしっかりと子育てをするための適切な支援と、地域や関係団体と協力して青少年の健全育成を継続的に行うことが必要です。
- 全市的に展開するコミュニティ・スクールを通じて、地域の人材が生涯学習の成果を活かし、能力を存分に発揮する機会となることが重要です。
- 地域活動団体アンケートでは生涯学習への期待も大きく、これからの時代に必要な学習を行う新しい学習プログラムの研究、より専門的な支援の充実などが期待されています。

(8) 芸術・文化活動、文化財保全の現状と今後の方向性

(芸術・文化活動)

「市民の芸術・文化活動が感性豊かな人材育成に寄与する」という認識のもと、NPO法人東松島市芸術文化振興会と協力して、市民の主体性と発意による芸術・文化団体の多彩な活動を支援するとともに、日頃の成果を発表する機会や本物の芸術を鑑賞する機会の確保と提供を行っています。

その一方、近年は団体に所属せずに活動する市民も多いと考えられます。そのため、関係団体では会員の減少や高齢化による活動の停滞が共通の課題となっています。

(文化財保全)

本市の指定文化財（令和3年4月現在）は、有形文化財が16件（市16件）、無形民俗文化財が3件（国1件、市2件）、史跡が8件（国2件、県1件、市5件）、天然記念物が10件（県2件、市8件）、特別名勝が1件あります。

市内には、平成7年に国史跡、平成12年に史跡の一部が国の重要文化財に指定された「里浜貝塚」、令和3年3月に国史跡に指定された「赤井官衙遺跡」と「矢本横穴」からなる「赤井官衙遺跡群」などの貴重な文化財・歴史遺産があり、発掘調査指導委員会（平成19年度設立）の指導のもと、市内遺跡の適切な保存と活用を進めています。

文化財を保存及び公開する施設は奥松島縄文村歴史資料館があり、野蒜築港資料室については、関係資料などを展示公開、活用できる施設の整備が求められています。

各施設においては施設の復旧と同時に、所蔵資料の修復・復元などを進めています。

今後の方向性

- 芸術・文化団体の直面する課題を踏まえ、芸術を鑑賞や発表する機会の提供、芸術・文化団体の活性化、学校教育との連携、数多くの団体と協力する民間活力との積極的な連携を推進することが必要です。
- 地域固有の伝統芸能や年中行事が震災によって絶えることのないよう、地域と一緒に保存、継承することが必要です。
- 被災した文化財や被災資料の再整理、修復、復元を進めると同時に、文化財に対する市民の関心を高める工夫、遺跡と災害をテーマにした防災教育への応用、施設再建に伴う新たな将来展望の構築など、前向きな活動が期待されます。
- 文化財・歴史遺産の保存継承を通じて、文化遺産としての価値の向上、学校教育や生涯学習への活用、被災地観光との連動を進め、市民の郷土愛の醸成、次代の人材育成、観光での経済効果といった復興に大きな役割を果たす芸術・文化振興が期待されます。

(9) スポーツ活動の現状と今後の方向性

本市のスポーツ活動拠点として、体育館、運動公園、健康増進センターがあり、本市においては、令和2年3月にオリンピック聖火が本市に到着したことを記念し、同月に「スポーツ健康都市宣言」を制定しています。

こうした中、市民スポーツの振興に向けて、スポーツ大会やスポーツ教室の開催、社会体育団体の活動支援（補助金交付など）などを実施しています。また、全国規模の競技大会の開催、全国大会出場の選手や団体への活動支援を通じてスポーツへの関心や競技力の向上とともに、地域への経済効果や復興に向けたPRに取り組んでいます。

また、市民スポーツを支えるため、指導者となるスポーツ推進委員の育成、学校施設の開放などを進めています。部活動への指導者派遣では、礼儀や社会規範の重要性などを教え、青少年の健全育成にも貢献しています。

さらに、健康増進、介護予防、閉じこもりの防止、仲間づくりなど、スポーツに対する多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、平成31年度発足した総合型地域スポーツクラブの事業支援強化を進めています。

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ スポーツを通じて元気なまちにするため、多くの市民が自分らしくスポーツを楽しむ（する、支える、みる）こと、また、その環境づくりが重要です。○ 年齢、性別、心身の状態に応じて運動やスポーツを楽しむ機会の拡充、社会体育団体の活性化、指導者の育成と活動機会の拡大が必要です。○ 応援する市民の一体感や郷土愛の醸成に大きな効果をもたらす競技力の向上を、継続的に支援することが必要です。○ 市民ニーズに適切に対応できる総合型地域スポーツクラブの展開とともに、国内での世界大会開催を控えて高まるスポーツの気運を捉え、全国規模の競技大会やスポーツイベントを通じたスポーツボランティアの育成やスポーツを“みる”機会の充実を図ることが必要です。○ 体育施設の適正な管理と市民のスポーツへの意欲を高める機能強化、効率的な管理運営、安全性や利便性の向上を指定管理者とともに図ることが必要です。○ 市民の高齢化と住居移転に伴う市民同士のつながりの希薄化が懸念される中で、スポーツを通じた心身の健康維持、体力向上、市民相互の連帯感の醸成を図るためにも、官・民の連携がこれまで以上に重要です。
--------	--

第2章 教育基本方針

1 基本理念

震災から10年が経過し、国内外からの多大なる支援と市民のたゆまぬ努力により、本市では住宅やインフラ整備などのハード事業は、令和2年度までに概ね完遂の見込みであり、今後、求められるのは心の復興とともに、ふるさと東松島を愛し、未来を切り拓く、志高い人づくりです。

このため、人づくりの基盤である学校教育と、市民力高揚の場としての生涯学習の重要性がますます高まっており、これらを担う教育行政の果たす役割が求められています。

本市教育行政においては、東松島市第2次総合計画に示された、本市まちづくりの将来像「住み続けられ 持続・発展する 東松島市」との連動を図るとともに、SDGs 未来都市の理念も踏まえ、本市の教育基本方針及び基本理念を次のように掲げます。

教育基本方針	ふるさと東松島を愛し、新たな時代を志高く拓く、心豊かな人づくり
重点目標	1 次世代を担う人材を育成する環境 (1) 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学校教育の充実 (2) 地域ぐるみで子どもたちを育てる体制づくり 2 誰もがいきいきと学習し、活動できる環境 (1) 生涯を通じて自主的に学習できる環境づくり (2) 市民の芸術・文化活動の振興 (3) 貴重な文化財・歴史遺産の保存と継承 (4) 全ての世代が健康的に楽しめるスポーツの振興

基本理念
1 豊かな自然と縄文から続く誇り高き歴史や文化を活かし、心あたたかく礼儀正しい、志の高い郷土愛に満ちた子どもたちを伸びやかに育てます
2 誰もが様々な、学びの機会を活用して主体的に学び、自己の能力と個性をはぐみ修得の成果を地域社会で発揮し、生きがいを持って住み続けられるまちをつくります
3 地域・家庭・学校・行政が、子どもを育てるパートナーとして支え合い、ともに育つ仕組みづくりを進めます
4 東日本大震災の体験を風化させず、防災教育の充実に努めます
5 市民協働のまちづくり・子育て施策と連携した教育行政を進めます
6 SDGs 未来都市の理念に則り、質の高い教育を推進します

2 施策及び主要事業体系

❖ 教育政策 1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上

教育施策 1-1 学校等教育施設の整備	
(1) 安全で快適に学べる教育環境の整備 充実	スクールバス運行事業
	小・中学校施設整備事業
	学校衛生環境改善事業
	小・中学校施設維持管理事業
	幼稚園施設維持管理事業
(2) 安心して学べる学習環境の整備充実	教育委員会運営事務
	奨学金貸付事業
	学校教育事務
	入学祝金支給事業
	小・中学校管理運営事業
	小・中学校振興事業
	小・中学校就学援助事業
	小・中学校特別支援教育就学奨励事業
	感染症対策事業

教育施策 1-2 ICT等の先進的な取組の活用	
(1) ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進	学校情報化推進事業・公立学校情報機器整備事業（GIGAスクール構想）
(2) 子どもを育てる環境づくりの充実	私立幼稚園振興事業
	幼稚園管理運営事業
	幼稚園振興事業

教育施策 1-3 教員の指導力向上と児童生徒への指導充実	
(1) 教員研修の充実と持続可能な学校指導体制の整備	特別支援教育事業
	教育支援体制整備事業（学習指導員・スクールサポートスタッフ配置事業）
(2) 子どもたちの意欲を引き出す学習指導の推進	小・中学校語学指導（ALT）事業
(3) 自然体験等を積極的に取り入れた教育の推進	体験活動推進事業
(4) 教育活動を保障するための授業時数の確保	学習機会確保事業

教育施策 1-4 家庭学習の推進	
(1) 家庭学習の充実と定着	公立学校情報機器整備事業（GIGAスクール構想）
(2) スマホ等の適切な使用	情報モラル教育事業

教育施策 1-5 いじめ・不登校を生まない魅力ある学校づくり	
(1) 小・中連携教育の推進	学力向上推進事業
	いじめ・不登校対策事業
	スクールソーシャルワーカー活用事業
(2) 子どもの心のケアハウスの運営	子どもの心のケアハウス運営事業

❖ 教育政策 2 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進

教育施策 2-1 コミュニティ・スクールの推進	
(1) 家庭・地域の教育力の向上	防災教育推進事業
	学び支援コーディネーター等配置事業
	放課後子ども教室運営事業
	家庭教育振興事業
	青少年育成事業
(2) 学校との連携・協働の推進	コミュニティ・スクール推進事業
	協働教育推進事業

教育施策 2-2 心あったかイートころ運動の推進	
(1) 豊かな心を育む教育の推進	心あったかイートころ運動事業

教育施策 2-3 市民主体による生涯学習の推進	
(1) 市民の自主性を重視した学習活動の展開	社会教育推進事業
	生涯学習推進事業
	成人式実施事業
	交流推進事業
(2) 読書を通じた学習や知識の涵養	市民センター配本サービス事業
	読書啓発事業

教育施策 2-4 生涯学習施設の整備・充実	
(1) 東松島市コミュニティセンターの整備・充実	東松島市コミュニティセンター管理事業
(2) 図書館の整備・充実	図書館施設管理運営事業

教育施策 2-5 国際理解の推進	
(1) 多言語対応の推進	国際理解人材育成事業
(2) 学校における国際化の推進	国際理解教育推進事業・小・中学校語学指導（ALT）事業

❖ 教育政策 3 文化の継承と創造

教育施策 3-1 文化振興活動の充実	
(1) 文化団体との連携による文化活動の展開	東松島市コミュニティセンター管理事業

教育施策 3-2 文化財の保護と活用	
(1) 文化財の適切な保護及び活用の促進	文化財保護事業
(2) 文化財への理解啓発と観光連携	奥松島縄文村管理運営事業
	里浜貝塚史跡公園管理事業

教育施策 3-3 地域の文化・伝統の継承	
(1) 地域の歴史や伝統文化の掘り起こしと継承活動の推進	遺跡発掘調査事業
(2) 地域の伝統文化を継承する取組への支援	伝統文化推進事業

❖ 教育政策 4 全世代にわたるスポーツの振興

教育施策 4-1 スポーツ施設の整備充実	
(1) 迅速かつ適切な対応による施設管理	社会体育施設維持管理運営事業
(2) 利用者ニーズに対応したスポーツ環境の充実	学校施設開放事業
	スポーツ振興事務

教育施策 4-2 スポーツ関係事業の充実	
(1) スポーツ関係団体との連携によるスポーツ活動の展開	総合型地域スポーツクラブ推進事業
(2) 社会体育団体等への活動支援による各種イベント等の拡充	社会体育団体助成事業

教育施策 4-3 スポーツの機運醸成	
(1) 大会の誘致及びスポーツ指導経験者による教室の実施	スポーツ大会・教室事業
	スポーツ指導員設置事業
	中学校部活動指導者派遣事業
(2) スポーツ健康都市宣言を軸としたスポーツの機運醸成	オリンピック・パラリンピックホストタウン事業

3 教育政策と教育施策

教育政策 1 子どもたちの可能性を広げ伸ばす学力の向上



次代を担う子どもたちの可能性を広げ伸ばすため、学力の向上をめざします。その取組として、学校等教育施設の整備、ICT等の先進的な取組の活用、教員の指導力向上と児童生徒への指導充実、家庭学習の推進、いじめ・不登校を生まない魅力ある学校づくりの推進を図ります。

(計画目標)

指標名	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
児童・生徒の学校生活に対する意識度	魅力ある学校づくりの意識調査	主体的に取り組み授業がわかる割合 小学校 94% 中学校 83%	主体的に取り組み授業がわかる割合 小学校 96% 中学校 87%
		学校での活動に意欲を持ち楽しく取り組む割合 小学校 94% 中学校 90%	学校での活動に意欲を持ち楽しく取り組む割合 小学校 96% 中学校 92%
教員の指導力向上につながる研修等の開催・参加数	市が主催する研修会等の開催数・参加者数	14回・159人	15回・200人

出典：東松島市第2次総合計画後期基本計画

教育施策 1-1 学校等教育施設の整備

(1) 安全で快適に学べる教育環境の整備充実

所管：教育総務課

スクールバス運行事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○鳴瀬桜華小学校、宮野森小学校、鳴瀬未来中学校の遠距離通学児童用のスクールバスの運行 (成果) 安全に送迎を行うことによる円滑な学校経営と学校教育の充実	【事業継続】 ○遠距離から通学する児童生徒の登下校における安全と利便性の確保 ○市内小中学校の校外活動におけるスクールバスの利活用

小・中学校施設整備事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の指定避難所である屋内運動場の安全確保のための天井改修工事 ○利便性向上のための洋式トイレの導入 ○普通教室等への冷房設備を整備 (成果) 快適に学べる学習環境の整備	【事業継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が進む施設環境の改善 ○時代のニーズに即した学習環境の整備 ○自然災害に備えた施設環境を整備

学校衛生環境改善事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○流行性の感染症による新たな学習環境に対応する施設改修 (成果) 接触機会の低減や換気の実施に向けた施設の改修	【事業継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○流行性の感染症等に対する予防対策 ○庁内・関係機関との専門的な情報共有 ○状況に応じた対応や対策を検討し安全な環境を確保

小・中学校施設維持管理事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の安全性や良好な学習環境を維持するための点検や補修等 (成果) 児童生徒の安全で快適に学べる環境の確保	【事業継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全性や良好な学習環境を維持 ○点検等により確認された設備や施設の不具合個所の修繕交換 ○高圧受変電設備の更新

幼稚園施設維持管理事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全性や良好な学習環境を維持するための点検や補修等 (成果) 園児の安全で快適に学べる環境の確保	【事業継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○施設の安全性や良好な学習環境の維持 ○点検等により確認された設備や施設の不具合個所の修繕交換

(2) 安心して学べる学習環境の整備充実

所管：教育総務課

教育委員会運営事務

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○教育行政に関する適切な管理・執行 (成果) 教育委員会の会議運営等の円滑化	【事業継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○教育委員、他課と連携した正確・迅速な事務処理 ○定例教育委員会等における円滑な会議運営

奨学金貸付事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金貸付による就学困難者の援助 (成果) 向学心のある者に進学しやすい環境の整備と人材の育成	【事業継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○時代のニーズにあわせた貸付者への基準の見直し

学校教育事務

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の学級編成・学籍管理・就学関連事務 ○県費負担教職員の人事管理・サービス管理等 ○次年度に小学校入学予定の児童を対象とした就学児健康診断 (成果) <p>適切な学校教育事務の管理と入学予定児童の健康増進</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合型校務支援システムの導入やG I G Aスクール構想によるクラウドを活用した学籍情報等の連携・集約管理による学校事務の効率化

入学祝金支給事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○第3子以降の子が小学校に入学する保護者に対し、入学祝金を支給 (成果) <p>少子化対策の推進と子育て家庭への経済的負担の軽減</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入学期における多子世帯の経済的負担軽減

小・中学校管理運営事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○学校設備の維持管理 ○学校運営を支援する学校教育支援員や学校用務員等の配置 ○健康診断の実施 ○各種環境検査の実施 ○管理備品の整備 (成果) <p>児童生徒が健やかな学校生活を送るための維持管理と整備</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した学校備品の更新整備 ○学校共同事務室や校長会・教頭会等との連携のもと、学校現場の業務改善を推進

小・中学校振興事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○指導用学習教材の整備等 (成果) <p>子どもたちの可能性を伸ばす教育環境づくり</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクールの活動とも連動し、地域に根差した教育活動を展開

小・中学校就学援助事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○要保護と準要保護児童生徒の保護者に学用品費や学校給食費等、就学に要する費用の一部を支給 (成果) <p>就学援助費の支給によって、経済的な理由で就学が困難な家庭状況にある児童生徒に安定した学校生活の確保</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう対象者に支給

小・中学校特別支援教育就学奨励事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、支給要件に該当する保護者に学用品費や学校給食費等、就学に要する費用の一部を支給 (成果) 就学奨励費の支給により、心身に障害を有する児童生徒の保護者に対する経済的な負担軽減</p>	<p>【事業継続】 ○国の補助要綱に準じて支給</p>

感染症対策事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○感染拡大を防止するため、アルコール消毒液やマスク等の保健衛生用品等の購入・備蓄 ○学校での児童生徒登校時の健康観察の実施や手洗い・消毒の慣行、3密を避けた教育活動等の展開 (成果) 安心・安全な教育環境の確保</p>	<p>【事業継続】 ○感染者への誹謗中傷を防止する人権教育へ取組</p>

教育施策 1-2 ICT等の先進的な取組の活用

(1) ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進

所管：教育総務課

学校情報化推進事業・公立学校情報機器整備事業（GIGAスクール構想）

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教職員の効果的な校務運営を行うための学校ICT機器等の整備 (成果) ICT機器等の積極的な活用により、児童生徒の関心と理解力を高める授業運営や校務の省力化と情報活用能力の育成</p>	<p>【事業継続】 ○ICT機器等の積極的な活用と教職員に対する研修 ○児童生徒の情報活用能力育成 ○ICT機器活用による効果的・効率的な校務の実施</p>

(2) 子どもを育てる環境づくりの充実

所管：教育総務課

私立幼稚園振興事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年10月に施行された「幼児教育・保育の無償化」の実施 (成果) 私立幼稚園の通園世帯の経済的負担軽減に加え、振興助成事業補助金による私立幼稚園の育成と幼児教育の振興 	<ul style="list-style-type: none"> 【事業継続】 ○国の補助要綱に準じて継続 ○振興助成事業補助金の基準の見直し

幼稚園管理運営事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園設備の維持管理 ○健康診断の実施 ○各種環境検査の実施 ○管理備品の整備 (成果) 未就学児童の教育環境が確保による適切な幼稚園運営 	<ul style="list-style-type: none"> 【事業廃止】 ○令和3年度で閉園予定

幼稚園振興事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○保護者参加型保育、ちびっこクラブ、幼児体育教育の実施 ○教育備品の購入 (成果) 地域に根差した特色のある幼児教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 【事業廃止】 ○令和3年度で閉園予定 ○幼・保・小が連携した教育を推進する体制の構築

教育施策 1-3 教員の指導力向上と児童生徒への指導充実

(1) 教員研修の充実と持続可能な学校指導体制の整備

所管：教育総務課

特別支援教育事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育支援員の配置 ○特別支援共同学習の実施 ○ことばの教室の実施 ○特別支援コーディネーター等連絡協議会・研修会の実施 ○就学指導の実施 (成果) 支援を要する児童生徒の教育環境を確保し、共同学習会を通じた児童生徒の相互交流によるコミュニケーション能力等の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【事業継続】 ○関係機関や関係部署との連携を密にしながら、個に応じた連続的な支援を行うことができるよう特別支援体制を整備し、教員研修の充実を推進

教育支援体制整備事業（学習指導員・スクールサポートスタッフ配置事業）

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○感染症による臨時休業中に授業ができなかった未指導分の補習の実施</p> <p>○校内の消毒作業や印刷業務の支援等、感染症に起因して増加した学校管理業務</p> <p>○感染症対策のための必要な学習指導員やスクールサポートスタッフの配置</p> <p>（成果）</p> <p>児童一人一人の実態に応じたきめ細やかな学習環境整備、安心・安全な教育環境を確保、教員の負担軽減</p>	<p>【事業継続】</p> <p>○国・県の補助事業を活用し、子どもたちが安心・安全な環境のもとで、伸び伸びと学べる学習環境の充実を推進</p>

(2) 子どもたちの意欲を引き出す学習指導の推進

所管：教育総務課

小・中学校語学指導（ALT）事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○外国語（英語）指導助手（ALT）を小・中学校に配置</p> <p>○外国語専科教諭、外国語指導員等との連携による授業づくりと実践の充実</p> <p>（成果）</p> <p>ALTとの交流を通して、英語に慣れ親しませながら、英語によるコミュニケーション能力の素地や基礎の養成と国際理解教育の充実</p>	<p>【事業継続】</p> <p>○児童生徒の英語への興味・関心の向上</p> <p>○外国語によるコミュニケーション能力の育成や言語理解を深めるためのALTとのチーム・ティーチングによる授業の充実と国際理解教育との関連</p> <p>○外国語教育に関するデジタル教材の効果的な活用</p>

(3) 自然体験等を積極的に取り入れた教育の推進

所管：教育総務課・生涯学習課

体験活動推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○地域学校協働学習における「ふるさと学習」の実施</p> <p>○松島自然の家等との連携・活用による体験学習の充実</p> <p>（成果）</p> <p>地域の人材や資源を活用し、五感を使って学ぶ機会の充実とSDGsの視点からの考察</p>	<p>【継続】</p> <p>○コミュニティ・スクールの特性を生かした地域との連携による自然体験等の機会の充実</p> <p>○松島自然の家等社会教育機関との連携による体験学習の機会の確保と内容の充実</p>

(4) 教育活動を保障するための授業時数の確保

所管：教育総務課

学習機会確保事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○東松島市立学校の管理に関する規則の一部改正 ①夏季休業日の変更 （平成31年度より夏季休業日の4日間短縮） ②学期や休業日等の変更に関する弾力的な運用 （災害や感染症拡大等やむを得ない事由が生じた場合の運用） （成果） 学習時数と学習機会の確保	【事業継続】 ○学校、家庭、地域が連携した学習の推進と学習機会の確保

教育施策 1-4 家庭学習の推進

(1) 家庭学習の充実と定着

所管：教育総務課

公立学校情報機器整備事業（G I G Aスクール構想）

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○教育用 I C T環境の充実・整備 （成果） 児童生徒が快適に学べる学校環境の推進と一人一人の個別最適化、資質・能力の育成	【事業継続】 ○ I C Tを活用した教育環境の整備を推進（授業改善・校務改善）

(2) スマホ等の適切な使用

所管：教育総務課

情報モラル教育事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○スマホ等の適切な使用に関する講演会の開催 ○東松島市子ども未来サミットの開催 （成果） 児童生徒と保護者等に対して、スマホ等の適切な使用による啓発と適切な使い方の推進	【事業継続】 ○児童生徒、園児、保護者に対する継続的な啓発活動の実施 ○東松島市子ども未来サミットや心あったかイートころ運動発表会等を通じた児童生徒の主体的な取組を推進 ○関係各団体と連携した取組の推進

教育施策 1-5 いじめ・不登校を生まない魅力ある学校づくり

(1) 小・中連携教育の推進

所管：教育総務課

学力向上推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○標準学力到達度テスト（CRT）の実施 ○学力向上推進委員会の開催 ○教師塾の開催 ○学力向上研修会の開催 ○教員によるICT機器活用研修の開催（成果） <p>CRT等の結果から分析し、指導方法や授業改善を実施し、ICT機器を活用しながら、児童生徒の学習内容の理解力向上</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小・中9年間を通した年間カリキュラムの継続的な検証と改善 ○小・中9年間の学びの連続性を図るため、小学校と中学校の教員の協働によるICT機器の効果的な活用を含めた授業づくり ○教師の授業力向上を図るための研修の機会の確保と内容の充実

いじめ・不登校対策事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○学校巡回相談員、不登校相談員・いじめ相談員の配置 ○小・中連携教育推進委員会の開催 ○学習意欲・学校生活満足度調査（Q-U検査）と事後研修の実施（成果） <p>別室登校や登校渋りが見られる児童生徒への継続的な指導とSSW、SC、関係機関と学校が情報共有し、個に応じた適切な対応</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査を定期的実施し、いじめの早期発見と各校の実態を把握し適切な助言や指導を推進 ○市内全小・中学校が魅力ある学校づくりの不登校抑制に向けた取組（居場所づくり、絆づくり）を推進

スクールソーシャルワーカー活用事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒が生活の中で抱える様々な問題の解決を図る専門職としてSSWを配置（成果） <p>児童生徒の家庭環境や悩み等を把握し、学校や関係機関の橋渡し役として、問題解決の支援</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○問題が深刻化する前に早期発見や早期対応を実施 ○SSWを活用して積極的に関係機関と連携し、問題を解決

(2) 子どもの心のケアハウスの運営

所管：教育総務課

子どもの心のケアハウス運営事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○不登校相談員、学校巡回相談員の配置 ○体験活動、創作活動の実施（成果） <p>各学校と情報を共有しながら、支援の充実と児童生徒の安心安全な居場所づくりと教育環境の確保</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育支援センターとしての機能を高め、不登校児童生徒への対応、児童生徒と保護者の相談等、寄り添った支援を行えるよう支援体制を整備

教育政策2 地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進



地域と一体となった豊かな心の育成と生涯学習の推進により、多くの市民が自ら学習し、その学びの成果を地域社会の中で生かせるまちづくりを目指します。その取組として、地域の協力によるコミュニティ・スクールの推進、各学校における心あったかインターネット運動の推進、市民主体による生涯学習の推進、生涯学習施設の整備・充実、国際理解の推進を図ります。

(計画目標)

指標名	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
出前講座派遣回数 及び参加者数	出前講座派遣回数 出前講座参加者数	45回 1,245人	50回 1,370人
図書年間貸出冊数	図書年間貸出冊数	195,045冊	204,800冊
カルチャー教室等 開催数	カルチャー教室等開催数	2教室	8教室

出典：東松島市第2次総合計画後期基本計画

教育施策 2-1 コミュニティ・スクールの推進

(1) 家庭・地域の教育力の向上

所管：教育総務課・生涯学習課

防災教育推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○小・中防災教育の実施 ○学校防災主任者等会議の開催 (成果) <p>防災をテーマとした教育活動を通じて、児童生徒一人一人の防災学習や震災の記憶の継承</p>	<p>【事業継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災リーダーの育成 ○震災の記憶の継承 ○防災教育 <p>友好都市と防災について学び、子どもたちの交流を深め、防災リーダーの育成や東日本大震災の体験の継承などを通じて防災教育を推進</p>

学び支援コーディネーター等配置事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○学び支援員等の配置 ○イートっこ学習会の開催 (成果) 子どもたちの家庭学習や学習環境の習慣形成と地域住民の参画による地域コミュニティの形成	【事業継続】 ○コミュニティ・スクールの浸透により、令和3年度に協働教育推進事業の中で継続検討

放課後子ども教室運営事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○地域、学校、学童と連携し、学習やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動を実施 (成果) 社会性・自主性・創造性などを持つ豊かな人間の形成	【事業継続】 ○コミュニティ・スクールの浸透により、令和3年度に協働教育推進事業の中で継続検討

家庭教育振興事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○すこやか学級開催 (成果) 就学前の子を持つ保護者の子育ての知識の取得と親同士のネットワークの形成	【事業継続】 ○教室開催のほか、家庭教育支援チームの結成の検討

青少年育成事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○インリーダー研修 ○ジュニアリーダー初級研修 ○子ども会育成会連合会運営 ○青少年健全育成市民会議運営 (成果) ジュニアリーダーの育成と子ども会活動の活性化支援、立志式や児童標語による青少年健全育成	【事業継続】 ○事業内容を充実させ魅力ある活動を展開

(2) 学校との連携・協働の推進

所管：教育総務課・生涯学習課

コミュニティ・スクール推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○平成 27 年度にモデル校を設置し、平成 31 年度に市内全小中学校に学校運営協議会を設置 (成果) 学校運営に保護者や地域住民が参画し、地域とともに育つコミュニティ・スクールを展開することで、目指す子どもたちの姿を共有し、地域の特徴ある学校づくりを進め、より良い教育の実現と地域活性化の促進</p>	<p>【事業継続】 ○学校・保護者・地域・企業等が一体となり、子どもたちの成長のため学校経営に参画し、地域の活性化や人材育成を推進 ○小・中学校の学校運営協議会間の連携を図る体制の構築</p>

協働教育推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○ふるさと教室 ○田んぼの学校 ○里山体験 (成果) 学校・地域と連携して児童の自然体験教育を通して、豊かな心を育む情操教育の推進</p>	<p>【事業継続】 ○内容を精査しながら持続可能な事業とし、地域人材活用のための地域人材の発掘と育成を推進</p>

教育施策 2-2 心あったかイートころ運動の推進

(1) 豊かな心を育む教育の推進

所管：教育総務課・生涯学習課

心あったかイートころ運動事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○実践発表会 ○子ども未来サミットの開催 (成果) 「心あったかイートころ運動」の取り組みによる児童生徒の「思いやりの心」「感謝の心」「ふるさとを愛する心」の育成</p>	<p>【事業継続】 ○「心あったかイートころ運動」あいさつ・清掃・ごみ拾い（心を育む 3 つの取組）と「デジタルメディア・コントロール」（生活を整える 1 つの実践）を通して児童・生徒に「思いやりの心」「感謝の心」「ふるさとを愛する心」を積極的に育成</p>

教育施策 2-3 市民主体による生涯学習の推進

(1) 市民の自主性を重視した学習活動の展開

所管：生涯学習課

社会教育推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育団体の育成 ○婦人会・文化協会運営支援 ○社会教育相談助言 (成果) 各種社会教育団体と市民センターに事業支援や団体運営支援を行い、社会教育を推進	【事業継続】 ○事業維持と社会教育の意義の浸透を主眼に置いて事業を推進

生涯学習推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進大会 ○生涯学習カレンダーの作成 ○出前講座 ○市民と市民センター生涯学習相談 (成果) 生涯学習事業の取り組みによる将来を担う人材の育成	【事業継続】 ○市民センターとの連携し生涯学習による人材を育成

成人式実施事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○成人式実行委員会の支援 (成果) 実行委員会による式の企画運営を行うことで、自主性・協調性の醸成	【事業継続】 ○成人としての自覚を促し、その門出をを祝う式典を継続実施

交流推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○海と大地子ども交流実行委員会の支援 (成果) 平成 17 年に更別村との間で結ばれた友好姉妹都市子ども交流事業の協定に基づく隔年相互宿泊交流による相互理解	【見直し検討】 ○事業を継続しながら、本協定見直しの上今後の交流のあり方を検討

(2) 読書を通じた学習や知識の涵養

所管：図書館

市民センター配本サービス事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○市民センター配本（赤井・大曲・大塩・小野・野蒜） （成果） 市民センターへの配本による図書室の利用促進	【見直しの上継続】 ○冊数や図書室内の有効利用の検討

読書啓発事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○お話し会 ○読書マラソン ○図書館祭り （成果） 読書啓発の取り組みによる読書の推進	【事業継続】 ○時代に合った企画内容の精査を進め、読書を推進

教育施策 2-4 生涯学習施設の整備・充実

(1) 東松島市コミュニティセンターの整備・充実

所管：生涯学習課

東松島市コミュニティセンター管理事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○指定管理による施設運営 （成果） 民間活力導入の施設運営による利用者拡大と文化事業拡大の推進	【事業継続】 ○民間活力導入を図り、更なる市民文化活動の拠点として快適な施設運営と魅力ある事業を継続

(2) 図書館の整備・充実

所管：生涯学習課

図書館施設管理運営事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○市管理による施設運営 （成果） 施設と蔵書の適切な管理による運営	【見直し検討】 ○事業を継続しながら、図書館の閉架書庫の飽和課題、開架スペースの狭隘問題による図書館増築も含め、市関連部署とともに検討 ○学校図書館との連携 ○図書館ボランティアの育成

教育施策 2-5 国際理解の推進

(1) 多言語対応の推進

所管：生涯学習課

国際理解人材育成事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○中国語講座 (成果) 一般市民向けに英語以外の講座を開催し、国際理解と教養を学び、オルレや社会活動で活躍できる人材の育成</p>	<p>【事業継続】 ○市の観光政策によるインバウンドに対応する人材育成を目指すとともに、中国語・韓国語等、近隣国を中心とした外国語講座による日常会話ができる人材を育成</p>

(2) 学校における国際化の推進

所管：教育総務課

国際理解教育推進事業・小・中学校語学指導（ALT）事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<p>○各教科や総合学習の時間における探究的な学習活動による諸外国の生活や文化への理解 ○外国語（英語）を用いたコミュニケーション能力の向上につながる教育活動の実践 (成果) 諸外国の生活や文化への関心を高め、国際的な視野で物事を考えられる人材の育成</p>	<p>【事業継続】 ○SDGsの視点も取り入れた国際理解教育を継続的に実施 ○JICAやユニセフ等の国際理解教育に関連する団体や地域人材等の協力を得た体験型・探求型学習の実施</p>

教育政策3 文化の継承と創造



文化の継承と創造を図り、歴史や文化などの学びを通じて、心豊かなまちづくりを目指します。その取組として、文化振興活動の充実、文化財の保護と活用、地域の文化・伝統の継承を進めます。

(計画目標)

指標名	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
文化財関連セミナー、企画展参加者数	文化財関連セミナー、企画展参加者数	784人	985人
奥松島縄文村歴史資料館来館者数	奥松島縄文村歴史資料館の年間の来館者数	10,820人	13,500人
市内有形・無形文化財数	市内の有形及び無形文化財の数	37文化財	37文化財

出典：東松島市第2次総合計画後期基本計画

教育施策 3-1 文化振興活動の充実

(1) 文化団体との連携による文化活動の展開

所管：生涯学習課

東松島市コミュニティセンター管理事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○指定管理による施設運営 (成果) 民間活力導入の施設運営による利用者拡大と文化事業拡大の推進	【事業継続】 ○民間活力導入を図り、更なる市民文化活動の拠点として快適な施設運営と魅力ある事業を継続

教育施策 3-2 文化財の保護と活用

(1) 文化財の適切な保護及び活用の促進

所管：生涯学習課

文化財保護事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護審議会の開催 ○特別名勝松島保存管理専門委員会の開催 ○特別名勝、国史跡、埋蔵文化財等開発にかかる保護調整 (成果) 市民の生業と生活に配慮しつつ、市内に所在する文化財の適正な保護と維持管理	【事業継続】 ○文化財の保護と活用の必要性について、関係機関と連携を図り事業を推進

(2) 文化財への理解啓発と観光連携

所管：生涯学習課

奥松島縄文村管理運営事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○調査研究の成果を展示 ○縄文体験学習・イベント・講演会の開催 (成果) 史跡や歴史資料館を教育・文化施設、観光資源として活用促進	【事業継続】 ○縄文村（資料館・里浜貝塚）を地域の宝として保存、活用

里浜貝塚史跡公園管理事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○史跡と史跡公園内の適正な維持管理 ○小中学校の校外学習や体験イベント、地域や支援団体と連携したソバ・菜種の植栽等の実施 (成果) 「奥松島オルレ」を通じて、観光資源とする活用の促進	【事業継続】 ○観光資源としての活用や地域と連携し、管理運営費用の削減に繋がるように保存と活用のあり方、管理運営の手法等を検討

教育施策 3-3 地域の文化・伝統の継承

(1) 地域の歴史や伝統文化の掘り起こしと継承活動の推進

所管：生涯学習課

遺跡発掘調査事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○重要遺跡発掘調査(赤井遺跡、里浜貝塚) ○発掘調査指導委員会の開催 (成果) 貴重な文化財・歴史遺産を保存継承するため、国指定史跡として登録	【事業継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○市内遺跡の内容を明らかにし、保存活用を推進 ○国指定史跡の赤井官衙遺跡と矢本横穴の保存活用計画を策定

(2) 地域の伝統文化を継承する取組への支援

所管：生涯学習課

伝統文化推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○市内文化財の巡視と維持管理 ○保存団体の活動支援 ○市指定民俗文化財「大曲浜獅子舞」等の保存団体の活動、国指定民俗文化財(年中行事)「月浜のえんずのわり」の継承 (成果) 有形文化財・無形文化財の保護、活用と適切な支援	【事業継続】 <ul style="list-style-type: none"> ○市内にある文化財の保護と活用 ○地域の伝統文化を継承活動する取組の支援

教育政策4 全世代にわたるスポーツの振興



全世代にわたるスポーツの振興により、市民のスポーツ人口増加及び健康増進を図ります。その取組として、スポーツ施設の整備充実、スポーツ関連事業の充実、スポーツを实践する機運醸成を進めます。

(計画目標)

指標名	指標の内容	現況値	目標 (令和7年度)
体育施設の年間利用者数	市内体育施設の年間利用者数	193,734人	250,000人

出典：東松島市第2次総合計画後期基本計画

教育施策 4-1 スポーツ施設の整備充実

(1) 迅速かつ適切な対応による施設管理

所管：生涯学習課

社会体育施設維持管理運営事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○鷹来の森運動公園等の運動公園と市内体育館の維持管理 (成果) 長寿命化に向けた大規模改修計画の策定	【事業継続】 ○施設長寿命化計画の作成と今後の施設改修計画の策定 ○パークゴルフ場の有効な活用

(2) 利用者ニーズに対応したスポーツ環境の充実

所管：生涯学習課

学校施設開放事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○市内小中学校体育館11校の開放 (成果) 学校の体育館を開放することによる活動場所の確保	【事業継続】 ○施設管理担当部署との連携と安心安全な活動場所の確保

スポーツ振興事務

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○スポーツ関連団体と指定管理者間の調整 (成果) 円滑なスポーツ活動の推進	【事業継続】 ○スポーツ関連団体との調整や協議の継続と市内スポーツの振興

教育施策 4-2 スポーツ関係事業の充実

(1) スポーツ関係団体との連携によるスポーツ活動の展開

所管：生涯学習課

総合型地域スポーツクラブ推進事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○各種教室の開催と会員の獲得 (成果) 総合型スポーツクラブの設置、組織化	【事業継続】 ○市民ニーズの再把握に努め、toto 助成を受けて事業の組み直しを推進

(2) 社会体育団体等への活動支援による各種イベント等の拡充

所管：生涯学習課

社会体育団体助成事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○スポーツ少年団・総合型スポーツクラブ運営助成 (成果) 団体の安定した活動と運営、助言指導によるスポーツの振興	【事業継続】 ○少子高齢化社会に対応するスポーツ団体や事業のあり方の意見交換を行い、実態に即した事業計画を団体とともに協議し策定

教育施策 4-3 スポーツの機運醸成

(1) 大会の誘致及びスポーツ指導経験者による教室の実施

所管：生涯学習課

スポーツ大会・教室事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○ペタンク・グランドゴルフ大会の実施 (成果) 各種スポーツ大会の開催による活動機会の創出と健康増進	【事業継続】 ○宮城ヘルシー大会によるスポーツ大会を企画運営し、同時に大会の民間委託も検討

スポーツ指導員設置事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○幼児体育指導 ○市内スポーツ活動支援 ○保育所・幼稚園で運動教育を指導する幼児体育指導員の設置 ○市内スポーツ行事で指導を行うスポーツ指導員の設置 (成果) 市内全世代に対応するスポーツ指導体制の構築と市内スポーツの振興	【事業継続】 ○スポーツ振興及びスポーツ指導力強化のため、現体制を維持

中学校部活動指導者派遣事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○市内中学校部活動指導者派遣 (成果) 学校から推薦された指導者の公認による 部活動の指導力強化と選手の育成	【事業継続】 ○部活動競技力向上のため、指導者を確保し現体制を維持

(2) スポーツ健康都市宣言を軸としたスポーツの機運醸成

所管：生涯学習課

オリンピック・パラリンピックホストタウン事業

これまでの取り組みと成果	これからの取り組み
○学生交流 ○オリンピックデンマーク試合応援派遣 (成果) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 開催に伴い、デンマーク王国のホストタウンとして、デンマーク王国の認知度普及活動と学生交流等人材交流事業の実施	【見直しの上継続】 ○ホストタウンとしての活動成果を後世に残す活動の継続

参考資料

1 東松島市教育振興基本計画策定委員会

◇東松島市教育振興基本計画策定委員会 設置要項

東松島市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和2年6月25日
教育委員会訓令乙第3号

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)の理念を活かし、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画となる東松島市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、東松島市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本計画策定のための基本的事項について意見を述べること。
- (2) 基本計画案について必要な検討を行うこと。
- (3) その他目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) PTA関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、基本計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

- 4 委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者を出席させ、意見及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(経費)

第7条 委員会に要する経費は、予算の範囲内で賄うものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この公示の施行の日以後最初に開催する会議については、教育長が招集するものとする。

◇東松島市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

任期 令和2年7月7日～令和3年3月31日

(順不同・敬称略)

No.	所属	職名	氏名	備考
1	学識経験者	私立矢本はなぶさ幼稚園 園長	山田 元郎	委員長
2	学識経験者	前東松島市教育長	工藤 昌明	
3	学識経験者	宮城教育大学教授	吉村 敏之	
4	東松島市立小中学校校長会	会長(矢本第一中学校校長)	安倍 良博	
5	東松島市PTA連絡協議会	会長(赤井南小PTA会長)	阿部 大樹	
6	東松島市社会教育委員	亀岡地区自治会長	櫻井 けい子	
7	東松島市文化協会	副会長	門真 いく美	
8	NPO法人東松島市体育協会	会長	佐藤 祥	
9	大曲まちづくり協議会	会長	鎌田 司郎	副委員長
10	東松島市青少年健全育成市民会議	会長	櫻井 一義	
11	東松島市保健福祉部	部長	高橋 義則	
12	東松島市教育委員会教育部	部長	小山 哲哉	

2 SDGsの目標

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals」の略称です。国連加盟の 193 か国が 2030 年までに達成する目標として掲げたもので、17 のゴール(目標)と 169 のターゲットから構成されており、本市は 2018 年 6 月 15 日に全国 29 自治体のひとつとして、当時被災 3 県で唯一、政府から「SDGs 未来都市」に選定されています。

SDGs の 17 のゴール(目標)の内容は次のとおりです。



1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の能力を発揮できるようにする



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



11 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



15 陸の豊かさを守ろう

森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて世界平和・環境問題など世界的問題の解決のための連携を活性化する



2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用および働きがいのある人間らしい仕事を推進する



10 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



12 つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



14 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



16 平和と公正をすべての人に

公正、平和かつ包摂的な社会を推進する



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



東松島市教育振興基本計画

令和3年3月

発行 宮城県東松島市教育委員会

編集 宮城県東松島市教育委員会教育部 教育総務課

住所 〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36-1

電話 0225-82-1111 (代表) Fax 0225-82-1845

ホームページ：

<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>